

平成23年度愛媛県歳入歳出決算審査意見書

第 1 審 査 の 概 要

1 審 査 の 対 象

平成23年度愛媛県一般会計

平成23年度愛媛県特別会計

災 害 救 助 基 金 特 別 会 計
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計
中 小 企 業 振 興 資 金 特 別 会 計
農 業 改 良 資 金 特 別 会 計
国 営 農 業 水 利 事 業 負 担 金 特 別 会 計
県 有 林 経 営 事 業 特 別 会 計
林 業 改 善 資 金 特 別 会 計

沿 岸 漁 業 改 善 資 金 特 別 会 計
公 共 用 地 整 備 事 業 特 別 会 計
港 湾 施 設 整 備 事 業 特 別 会 計
用 品 調 達 特 別 会 計
自 動 車 集 中 管 理 特 別 会 計
公 債 管 理 特 別 会 計
奨 学 資 金 特 別 会 計

2 審 査 の 方 法

決算審査に当たっては

- (1) 決算の計数は正確であるか
- (2) 予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか
- (3) 会計事務は関係法規に基づき合法かつ適正に処理されているか
- (4) 財産の管理は適正になされているか

などの諸点に主眼を置き、平成23年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同附属書、財産に関する調書、関係諸帳簿及び証書類について調査するとともに、各会計の現状、事業の実施状況、当面する課題等について関係職員から説明を聴取し、さらに定期監査及び列月出納検査の結果も考慮して審査を実施した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

平成23年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同附属書（歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書）財産に関する調書の各計数は、証拠書類及び諸帳簿と符合しており、正確であると認められた。

また、知事公約である「愛顔(えがお)あふれる愛媛県」の実現を目指し、県民のニーズ等を踏まえつつ、依然として厳しい財政状況の中で、限られた財源の重点的・効率的な配分に努めて予算化された平成23年度の各種事業については、議決の趣旨に沿って執行されており、これに伴う会計事務や財産管理など財務に関する事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

一般会計の決算を概観すると、歳入は、繰入金が医療施設等耐震化臨時特例基金繰入金等の増加により 94億 4,501万円、繰越金が 52億 3,212万円、諸収入が中小企業振興資金貸付金償還金等の増加により 25億 9,910万円、それぞれ増加したものの、県債が臨時財政対策債等の減少により 114億 4,200万円、国庫支出金が地域活性化・きめ細かな臨時交付金等の減少により 83億 9,244万円、それぞれ減少したこと等により、前年度の 6,408億 6,996万円を下回る 6,369億 9,486万円（前年度比 38億 7,510万円（0.60%）減）となっている。

一方、歳出は、衛生費が地域医療再生基金積立金等の増加により 43億 4,420万円、商工費が中小企業振興資金貸付金等の増加により 41億 8,935万円、それぞれ増加したものの、総務費が県債管理基金積立金等の減少により 126億 6,408万円減少したこと等により、前年度の 6,307億 1,066万円を 47億 4,767万円（0.75%）下回る 6,259億 6,299万円となっている。

この結果、一般会計における形式収支は 110億 3,187万円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支でも 46億 1,791万円の黒字となったが、前年度の実質収支 55億 7,458万円を差し引いた単年度収支では、前年度の 27億 4,793万円の黒字から 9億 5,667万円の赤字に転じている。

本県の財政状況は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）をみる限り、いずれも「早期健全化基準」を下回っており、「財政健全化計画」を策定すべき段階には至っていないが、社会保障関係経費が増加する中、県税収入は減少し、赤字地方債である臨時財政対策債の残高比率が高まるなど、依然として厳しい財政運営を

余儀なくされている。

今後の行財政運営に当たっては、歳入の積極的な確保に、より一層努めるとともに、県民のニーズを的確に把握しながら、限られた財源と人的資源を最適に配分し、最少の経費で最大の効果が得られるよう、事業の選択と執行に厳正に取り組むことが強く望まれる。

これらの現状認識を踏まえた上で、以下、一般会計及び特別会計に係る決算審査意見を述べる。

2 審査意見

(1) 一般会計の歳入について

ア 県税について

県税の収入済額は、核燃料税収入がなかったことや個人県民税が減少したこと等の結果、前年度の 1,232億円に比べて 35億円(2.87%)減の 1,197億円となっている。

調定額に対する収入の割合は、滞納者に対する財産等の差押への早期移行など、滞納整理等に取り組んだことから、96.50%と、前年度(96.37%)より 0.13ポイント上がっている。

また、収入未済額は 41億 878万円と、前年度に比べて 2億 2,310万円(5.15%)減少している。

さらに自主財源である県税収入の歳入に占める割合は 18.79%と、前年度(19.22%)より 0.43ポイント下がっている。

平成24年度は、景気の低迷により、個人消費も依然として低調であることなどから、税収の落込みが懸念される場所であるが、今後とも県民の納税利便性の向上を図りながら納税意識を喚起し、納期内納付の推進及び滞納繰越額の縮減に引き続き努められたい。 [総務部]

イ 分担金及び負担金について

分担金及び負担金は 4,743万円の収入未済があり、その全額が児童福祉施設入所措置に係る負担金で、前年度に比べて 880万円減少しているものの、依然として多額である。

入所措置児童の保護者には、経済的に困窮している者や、制度への理解不足等から負担意識に欠ける者もあり、回収には困難を伴うところであるが、今後とも十分説明を行い理解を得ながら督促及び催告を励行し、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に引き続き努められたい。

[保健福祉部]

ウ 使用料及び手数料について

使用料及び手数料は 405万円の収入未済があり、そのうち 382万円は子ども療育センターに係る使用料である。当センターをはじめ、収入未済を生じている機関にあっては、今後とも納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に引き続き努められたい。

[保健福祉部 経済労働部 土木部]

また、行政財産使用料を徴収していなかった事例、収入証紙による手数料について、手数料を徴していなかった事例や、納付額を誤っていた事例があったので、適正な事務処理に努められたい。

[県民環境部 土木部 教育委員会]

エ 財産収入について

(ア) 収入未済額について

財産収入は 7,519万円の収入未済があり、その全額が県営住宅貸付料で、前年度に比べて 73万円増加している。

滞納となっている県営住宅貸付料の一部については債権回収業者にその回収業務を委託したり、悪質な滞納者に対しては法的措置も講じているところであるが、今後とも納期内の収入確保を図るとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。 [土木部]

(イ) 県営住宅の管理について

県営住宅貸付料の事務処理において、入居者に対する家賃の過大・過小徴収や敷金の返還漏れがあったほか、修繕費の未払いがあったので、適正な事務処理に万全を期するとともに、再発防止策を確実に実施されたい。 [土木部]

(ウ) 生産物売払収入について

意思決定前に生産物を相手方に引渡していた事例や、履行完了後に契約書を作成していた事例があったので、適正な事務処理に努められたい。 [農林水産部、教育委員会]

オ 諸収入について

諸収入は 8億 3,385万円の収入未済があり、その主なものは、地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金（4億 2,997万円）や県税に係る加算金（1億 8,210万円）で、前年度に比べて 6,018万円増加している。収入未済を生じている各機関にあつては、適切な債権管理に努めるとともに、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に一層努められたい。 [総務部、教育委員会ほか]

また、生活保護費戻入金における履行期限経過後の債権について、督促をしていなかった事例や、広告料収入について、公募で広告主を選定すべきであったが、これを行っていなかった事例があったので、適正な事務処理に努められたい。 [保健福祉部]

(2) 一般会計の歳出について

ア 給与費等について

現金支給する給与について、給与資金前渡担任者の預金口座に入金後、遅延して支給していた事例があった。

[県民環境部、保健福祉部、農林水産部]

諸手当については、特地勤務手当の支給において級地の適用誤りによる支給不足の事例があったほか、通勤手当、住居手当及び扶養手当の支

給において過不足の事例が見受けられた。

[農林水産部ほか]

職員一人ひとりが規則等を遵守するとともに、各機関においては支出の根拠となる認定等を適切に行い、適正な事務処理に努められたい。

イ 委託料について

産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約について、収集・運搬業者と処分業者が異なる場合は、それぞれの業者と契約すべきであるが、これを行っていなかった事例があった。 [警察本部]

このほかにも、業務や事業の委託契約について、予定価格の積算を誤っていた事例、業者が受託業務の一部を再委託する際の承諾行為をしていなかった事例、入札参加資格を確認していなかった事例、検査調書を作成していなかった事例、契約期間満了時の完了確認検査をしていなかった事例が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。 [企画振興部、県民環境部、農林水産部、土木部、教育委員会]

ウ 工事請負費について

交通信号機設置工事について、設計図書と異なる構造物が施工されていた事例、高等学校の部室新築工事について、設計図書で示した仮設工事の一部を施工していなかった事例のほか、設計積算の軽微な違算の事例が見受けられた。

また、施設改修等工事の執行において、工事の成績評定を行っていなかった事例、契約書に定める下請通知を提出させていなかった事例があった。 [総務部、農林水産部、土木部、教育委員会、警察本部]

今後とも、工事の施工管理や完了確認検査、工事請負契約の適正な執行、設計積算の違算防止に意を用いるとともに、より経済的な設計積算、工法の導入検討等を通じて、工事の質の向上が図られるよう望むものである。

エ 負担金、補助及び交付金について

愛媛県森林・林業・木材産業づくり事業費補助金について、事業実績報告書の記載内容に誤りのある事例があった。

なお、平成23年度に実施した財政的援助団体に係る監査において、愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金、愛媛県建設業複業化推進事業費補助金及び子育て支援緊急対策事業費補助金で、過大交付の事例があった。 [保健福祉部、農林水産部、土木部]

補助金事務・事業の執行に当たっては、補助の必要性や妥当性を十分検討するとともに、事業の実施状況等を的確に把握し、法令や補助金交付要綱等に則って、適正な処理を行うよう留意されたい。

オ その他

(ア) 物品等の購入契約や捜査報償費について、代金の支払いが遅延していた事例、単価契約時に限度額を超えて随意契約していた事例、検査実施者が契約事務担当者と同一であった事例のほか、備品について、不用決定の手続を行わず廃棄している事例や帳簿に記録されていなかった事例、郵便切手の不要不急の購入事例があった。

また、公用車の日常点検整備を確実に実施していなかったため、エンジンの取替修繕をしていた事例があった。

[総務部、保健福祉部、経済労働部、農林水産部、土木部、教育委員会、警察本部]

各機関においては適期・適正な事務処理に万全を期するとともに、経費節減を再認識し、物品購入等の際にはその必要性を十分精査・検討して経済性の確保に努められたい。

(イ) 所有する車両系建設機械について、特定自主検査を実施していない事例があったので、適正な管理に努められたい。

[農林水産部、教育委員会]

(ウ) 毒物又は劇物について、施錠せず保管していた事例、保管庫に毒物・劇物の表示がない事例、及び一般薬品と混置していた事例があったので、適正な管理に努められたい。

[経済労働部、農林水産部、教育委員会]

(エ) 職員の不注意により、公用車運転中の人身・物損事故の事例があったので、職員に対する安全運転意識高揚の徹底により一層努められたい。

[農林水産部、警察本部]

(3) 特別会計について

県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成23年度末の歳入不足額は22億5,465万円と、前年度より3,394万円増加しており、さらに、平成23年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時（平成11年度）の6割程度にまで下落していることから、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

[農林水産部]

その他の特別会計の実質収支は、黒字又は均衡が維持されているところであるが、収入未済が生じている母子寡婦福祉資金特別会計（2億7,783万円）、中小企業振興資金特別会計（11億8,051万円）、林業改善資金特別会計（4,869万円）、沿岸漁業改善資金特別会計（337万円）、奨学資金特別会計（8,167万円）については、今後とも適切に債権管理を行い、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

[保健福祉部、経済労働部、農林水産部、教育委員会]

(4) 財産について

遊休県有地については、これまでも計画的に売却処分されてきたところであるが、有効利用の方策を多角的に検討しても、なお公用・公共用地としての利用が将来的に見込めないものについては、引き続き売却処分を進められたい。 [総務部]

職員住宅については、これまでも統廃合や売却処分などが講じられてきたところであるが、職員のニーズを把握しながら、引き続き適切な活用・処分方を検討されたい。 [総務部]

また、県の債権については、これまで述べてきたように、納期内の収入確保と滞納繰越額の縮減に一層の努力が求められるが、平成23年7月に「今後の債権管理方策について」(総務部長通知)が示されたところであるので、履行期限到来債権を保有している関係部局にあっては、本通知に沿って、適切な債権管理と債権回収の強化に努めるとともに、履行期限到来後、長期間経過し、回収の見込みが事実上皆無と考えられるものについては、引き続き適切な債権整理の措置を講じられたい。

なお、借受財産について、貸借契約を締結していなかった事例があったので、適正な事務処理に努められたい。 [教育委員会]

第 3 決 算 の 概 要

1 予算に対する決算の状況

一般会計及び特別会計（14会計）の予算額に対する歳入歳出決算の状況は、次表のとおりである。

区 分	予 算 現 額 (A)	歳 入		歳 出			歳入歳出差引残額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額に 対する比率 (B) / (A)	決 算 額 (C)	予算現額に 対する比率 (C) / (A)	予 算 残 額 (A) - (C)		
						翌年度繰越額		不 用 額
一般会計	円 671,481,633,000	円 636,994,864,076	% 94.86	円 625,962,990,965	% 93.22	円 36,414,102,000	円 9,104,540,035	円 11,031,873,111
特別会計	118,921,094,000	120,857,539,731	101.63	118,271,632,432	99.45	144,085,000	505,376,568	2,585,907,299

(注) 本文及び各表の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入しており、その関係で合計と一致しない場合がある。

(1) 一般会計

歳入決算額は 636,994,864,076円 で、予算現額に対し 34,486,768,924円の減収となっており、収入割合は 94.86%となっている。

歳出決算額は 625,962,990,965円 で、予算現額に対する支出割合は 93.22%、予算残額は、翌年度繰越額 36,414,102,000円、不用額 9,104,540,035円となっている。

歳入歳出差引残額は 11,031,873,111円となっている。

(2) 特別会計

歳入決算額は 120,857,539,731円 で、予算現額に対し 1,936,445,731円の増収となっており、収入割合は 101.63%となっている。

歳出決算額は 118,271,632,432円 で、予算現額に対する支出割合は 99.45%、予算残額は、翌年度繰越額 144,085,000円、不用額 505,376,568円となっている。

歳入歳出差引残額は 2,585,907,299円となっている。

2 決算額の前年度比較

歳入歳出決算額の前年度比較は次表のとおりである。

区 分		平成 23 年度 (A)	平成 22 年度 (B)	差引増減 () (C) = (A) - (B)	増減 () 比率	
					平成 23 年度 (C) / (B)	平成 22 年度
一 般 会 計	歳 入 決 算 額	636,994,864,076 円	640,869,963,485 円	3,875,099,409 円	0.60 %	0.19 %
	歳 出 決 算 額	625,962,990,965	630,710,657,344	4,747,666,379	0.75	1.01
	歳入歳出差引残額	11,031,873,111	10,159,306,141	872,566,970	8.59	106.19
特 別 会 計	歳 入 決 算 額	120,857,539,731	117,488,453,173	3,369,086,558	2.87	4.61
	歳 出 決 算 額	118,271,632,432	115,337,334,241	2,934,298,191	2.54	5.46
	歳入歳出差引残額	2,585,907,299	2,151,118,932	434,788,367	20.21	84.18

(1) 一般会計

前年度に比べて、歳入は 3,875,099,409円 (0.60%)、歳出は 4,747,666,379円 (0.75%) それぞれ減少している。

歳入歳出差引残額は、前年度に比べて 872,566,970円 (8.59%) 増加している。

(2) 特別会計

前年度に比べて、歳入は 3,369,086,558円 (2.87%)、歳出は 2,934,298,191円 (2.54%) それぞれ増加している。

歳入歳出差引残額は、前年度に比べて 434,788,367円 (20.21%) 増加している。

3 実質収支

実質収支の状況は次表のとおりである。

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計
歳 入 決 算 額 (A)	636,994,864,076 円	120,857,539,731 円
歳 出 決 算 額 (B)	625,962,990,965	118,271,632,432
歳入歳出差引残額 (A) - (B) (C)	11,031,873,111	2,585,907,299
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	6,413,961,000	3,085,000
(繰越明許費繰越額)	(6,369,955,000)	(3,085,000)
(事故繰越し繰越額)	(44,006,000)	(0)
実 質 収 支 額 (C) - (D) (E)	4,617,912,111	2,582,822,299
前 年 度 の 実 質 収 支 額 (F)	5,574,577,141	2,151,118,932
単 年 度 収 支 額 (E) - (F)	956,665,030	431,703,367
前 年 度 の 単 年 度 収 支 額	2,747,932,141	983,185,025

(1) 一般会計

本年度の実質収支は 4,617,912,111円の黒字となっている。

この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、前年度の 2,747,932,141円の黒字から 956,665,030円の赤字に転じている。

(2) 特別会計

本年度の実質収支は 2,582,822,299円の黒字となっている。

この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 431,703,367円の黒字となっている。

